



令和7年度 加東市議会タブレット端末貸貸借（長期継続契約）

金抜設計書

貸貸借番号 2025003601

貸貸借名 令和7年度 加東市議会タブレット端末貸貸借（長期継続契約）

納入場所 加東市社50番地（加東市役所）

番号	名 称	数量	単位	使用月数	単位	単価 (円)	金 額 (円)	備 考
令和7年度 加東市議会タブレット端末賃貸借 (長期継続契約)								
1	初期費用 (キッティング等サポート費用含む)	19.0	台					
2	端末賃貸借費用	19.0	台	36	月			
3	通信費用	19.0	台	36	月			
	小 計							
	消費税	10.0	%					
	合 計							
	(参 考)							
	令和7年度 (初期費用、端末賃貸借費用及び通信費用 7か月)							
	令和8年度 (端末賃貸借費用及び通信費用 12か月)							
	令和9年度 (端末賃貸借費用及び通信費用 12か月)							
	令和10年度 (端末賃貸借費用及び通信費用 5か月)							
	小 計							
	消費税	10.0	%					
	合 計							

令和7年度 加東市議会タブレット端末賃貸借仕様書

1 業務目的

本業務は、加東市議会において、議会関連資料等を電子データによって共有するための環境を整備し、議会運営の効率化と議員活動の活性化を図るとともに、災害時等の非常時においても議会機能を発揮・維持することを目的として、市議会議員及び議会事務局にタブレット端末を賃貸借により整備するものである。

2 業務名 令和7年度 加東市議会タブレット端末賃貸借（長期継続契約）

3 契約期間等

- (1) 契約期間 契約締結日の翌日から令和10年8月31日まで
(2) 賃貸借期間 令和7年9月1日から令和10年8月31日まで（36か月）

4 納入場所 加東市社50番地（加東市役所）

5 納入期限

令和7年9月1日（月）

納入期限までに、キitting作業、機器設定、動作確認、納入検査を完了し、使用可能な状態で納入場所へ納入すること。

ただし、やむを得ない理由により納入期限までに納入できない場合は、協議により新たな納入期限・賃貸借期間を決定することができる。

6 業務内容

(1) タブレット端末

以下の仕様を満たすタブレット端末一式を納入すること。

数 量	19台
機 種	Apple社製タブレット端末 iPad (A16)
端末容量	128GB
通信方式	Wi-Fi+セルラーモデル
色	指定しないが、同一色に統一すること。同一色での調達が困難な場合は協議すること。
その他	・端末は新品であること。 ・電源アダプタ、充電接続ケーブル（純正品）を含むこと。

※タブレット端末はレンタル方式とし、賃貸借期間満了後、受注者に返却する。

※同等品での入札を希望する場合は、入札前に同等品以上と説明できる資料を添えて、質疑書を提出すること。

(2) 通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ回線を提供すること。

①インターネット接続

インターネット接続が可能であること。

②セルラー通信方式

5Gまたは4G/LTE通信方式に対応していること。また、安定的に利用可能であり、災害時及び大規模障害にも迅速に対応できる通信回線サービスであること。

③利用可能地域

日本国内の利用可能地域の人口カバー率はLTEにおいて99%以上であること。

④セルラー通信によるデータ通信容量

1回線当たり5GB/月まで速度規制がかかることなく使用できること。

(3) キットティング・初期設定

①ADE (Automated Device Enrollment) に登録すること。

②モバイル端末管理サービス (MDM) をあらかじめ端末に設定しておくこと。

③メールの利用設定を行うこと。

④発注者が指定するアプリケーション※をインストールし、設定を行うこと。

⑤パスコードロック番号を設定すること。

⑥本体・箱へラベルを貼付し、端末を識別できるようにすること。

※「desknet's NEO」「SideBooks」などを予定している。

(4) 保守及び補償

①タブレット端末の利用及びトラブルに関する問い合わせについては、24時間365日対応すること。また、受付窓口は一元化すること。

②タブレット端末紛失及び盗難時は本市及び使用者からの連絡を受け付け、利用状況の監視、遠隔操作によるロック・利用中断・初期化等の対応を行うこと。

③タブレット端末の故障・破損・水漏れ等（電池の充電耐用回数を超え通常使用に支障をきたす場合を含む。）の障害が発生した場合、無償修理・交換が可能な保守サービスを提供すること。

(5) モバイル端末管理サービス (MDM)

①モバイル端末管理サービス (MDM) の管理サイトをあらかじめ設定しておくこと。

②ABM (Apple Business Manager) とMDMの連携を行うこと。

③発注者へのヒアリングに基づき、プロファイルの作成・環境設定を行うこと。

④故障等による端末の交換時に、MDMに端末入れ替えの反映を行うこと。

⑤ABMの年次更新のサポート（アナウンス等）を行うこと。

⑥その他、初期導入のサポートを行うこと。

7 請求及び支払方法

- (1) 請求は、全回線分を一括請求で毎月払いとし、発注者に対し、全回線分の総額がわかる請求書を送付すること。
ただし、初期費用（契約手数料、初期設定費、キッティング等のサポート費用）については初回支払い時に一括して支払うものとする。
- (2) 請求書と合わせて、回線ごとの端末賃貸借費用及び通信費用が確認できる内訳明細を添付すること。

8 契約期間満了時の対応

- (1) 受注者は、契約期間終了後、内蔵ストレージ等のデータが復元できないように削除を行うこと。
- (2) データの消去方法及び削除する範囲については、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

9 見積内容

- (1) 見積書には契約期間における費用総額（初期費用＋端末賃貸借費用36か月分＋通信費用36か月分）を税抜きで記載すること。
- (2) 見積項目は次のとおりとし、各項目の金額を記載すること。
 - ①初期費用（契約手数料、初期設定料、キッティング等のサポート費用）
 - ②端末賃貸借費用（端末賃貸借料、端末補償サービス料）
 - ③通信費用（通信料及びその他通信サービスを提供するために契約期間において必要な費用）
- (3) この仕様書に定める事項に必要な経費は、いずれかの見積項目に含めること。
- (4) 契約が終了する際、契約終了に係る費用が生じる場合は、その金額も通信費用に含めること。
ただし、期間満了による場合は、契約期間に係る違約金に相当する金額の請求はできないものとする。

10 その他

- (1) 令和8年に執行予定の市議会議員選挙で、端末利用者の変更が生じた場合は、キッティング等のサポートを行うこと。初期設定時と端末利用者変更の2回はキッティング等のサポートが必要となる。
- (2) 本業務の一部を代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、発注者へ申請し、承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。そのため、令和8年度以降において当該契約に係る加東市の予算に減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。この場合、受注者に生じたその損害については協議を行う。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議の上、決定するものとする。